



## 「児童福祉事業」って？



### A. 大きく分けると4つに分類されているんだ。

子どもに関する社会福祉事業で、大きく分けると4つに分類されるよ。

ひとつは[児童福祉法](#)第7条第1項に規定する児童福祉施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、[障害児入所施設](#)、[児童発達支援センター](#)、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターの12施設。

ひとつは児童福祉法第12条に規定する、児童相談所

ひとつは児童福祉法第6条の2の2に規定する事業

[児童発達支援事業](#)、[医療型児童発達支援事業](#)、[放課後等デイサービス事業](#)、[居宅訪問型児童発達支援事業](#)、[保育所等訪問支援事業](#)、[障害児相談支援事業](#)の6事業。

ひとつは児童福祉法第6条の3に規定する事業

児童自立生活援助事業、[放課後等児童健全育成事業](#)、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の14事業。

これらが対象になっているよ。

当たり前だけれど、どの事業も施設も子どもと密接にかかわっているんだね。

[《MENU》](#)

[《発達障がいってなに？](#)

[精神障がいってというのは？》](#)